

令和3年度

近畿地方都市美協議会総会

日時：令和3年8月18日（水）午後1時30分から

場所：Web会議方式にて

主 催：近畿地方都市美協議会

開催地：大阪府 茨木市

目 次

○総会次第

○議 案

議案第1号	令和2年度事業実績報告	1
議案第2号	令和2年度決算報告	4
議案第3号	規約の改正	6
議案第4号	令和3年度事業計画	9
議案第5号	令和3年度予算	10
議案第6号	令和4年度役員を選出	11
議案第7号	令和4年度総会開催地	12

○資 料

- ・近畿地方都市美協議会規約 資料1
- ・近畿地方都市美協議会規約運営要領 資料2
- ・令和3年度 近畿地方都市美協議会 会員 構成員 資料3
- ・令和3年度 近畿地方都市美協議会 協力会員 構成員 資料4

総 会 次 第

1 開 会

2 開会挨拶

近畿地方都市美協議会会長 茨木市長 福岡 洋一

国土交通省近畿地方整備局 建政部長 伊藤 康行 氏

3 議 事

議案第1号 令和2年度事業実績報告

議案第2号 令和2年度決算報告

議案第3号 規約の改正

議案第4号 令和3年度事業計画

議案第5号 令和3年度予算

議案第6号 令和4年度役員の選出

議案第7号 令和4年度総会開催地

4 閉 会

議 案

議案第1号 令和2年度事業実績報告

1 令和2年度 初任者研修会の開催

日 程 令和2年7月31日(金)

会 場 大阪合同庁舎第1号館 第1別館 2階 大会議室

① 近畿地方都市美協議会の紹介

近畿地方整備局 建政部 計画管理課 課長 堀越 崇志

② 講義：「景観法について」

講師：国土交通省都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室
景観企画係長 島崎 敦

③ 講義：「歴史まちづくり法について」

講師：国土交通省都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室
歴史文化係長 中井 達郎

④ 講義：「屋外広告物法について」

講師：国土交通省都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室
景観企画係長 島崎 敦

2 令和2年度 幹事会の開催

日 程 令和2年10月7日(水)

会 場 近畿地方整備局

(1) 令和2年度総会議案について

- ① 令和元年度事業実績報告について
- ② 令和元年度決算報告について
- ③ 令和2年度事業計画について
- ④ 令和2年度予算について
- ⑤ 令和3年度役員の選出について
- ⑥ 令和3年度総会開催地について

(2) その他

令和2年度

- ① 近畿地方都市美協議会 会員把握状況について
- ② 近畿地方都市美協議会 初任者研修会について
- ③ 近畿地方都市美協議会研究会 WG活動について
- ④ 各団体からの意見要望について

3 令和2年度 近畿地方都市美協議会総会の開催

日 程 令和2年11月18日(水)
会 場 ホテルせくみ屋 3階「飛翔」(小浜市)
出席者数 会員25団体・協力会員8団体 合計33団体 出席者数 41名
議 事 (1) 議案第1号 令和元年度事業実績報告
(2) 議案第2号 令和元年度決算報告
(3) 議案第3号 令和2年度事業計画
(4) 議案第4号 令和2年度予算
(5) 議案第5号 令和3年度役員の選出
(6) 議案第6号 令和3年度総会開催地

4 令和2年度 都市景観研修会の開催

日 程 令和2年11月18日(水)
会 場 ホテルせくみ屋 3階「飛翔」(小浜市)
出席者数 38名

(1) 特別講演

テーマ：「重伝建・小浜市小浜西組」
講 師：高嶋建築研究所 代表 高嶋 猛

(2) 景観研修セミナー

1) 報 告

テーマ：「景観行政の最近の動きについて」
講 師：国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室
景観企画係長 島崎 敦

2) 事例発表

テーマ：「福井県の景観施策」
講 師：福井県 交流文化部 文化課
主任 倉橋 宏典

3) 事例発表

テーマ：「おばまだからできること」
講 師：小浜市 教育委員会事務局 文化課
課長 森下 雅至

5 令和2年度 現地研修会の開催

日 程 令和2年11月19日(木)
出席者数 26名
研 修 地 小浜市 重要伝統的建造物群保存地区 小浜西組

6 令和2年度 研究会・ワーキンググループの開催

I. 研究会

(1) 第1回研究会

日 程：令和2年10月7日（水）

会 場：近畿地方整備局

- ① 令和2年度の研究会WG活動について
- ② 近畿地方整備局からの情報提供について
- ③ 講演：「屋外広告物による魅力ある景観まちづくり」
講師：富山大学 理事・副学長 武山 良三

(2) 第2回研究会

日 程：令和3年3月4日（木）

会 場：Web 会議形式（Zoom）

- ① 令和2年度の研究会WG活動について
- ② 近畿地方整備局からの情報提供について
- ③ 講演：「色彩をいかした景観・まちづくり」
講師：株式会社カラープランニングセンター 代表取締役 田邊 学

II. ワーキンググループ（以下「WG」）

(1) 景観施策・制度検討WG

新型コロナウイルス感染症の影響により開催実績なし

(2) 屋外広告物条例検討WG

新型コロナウイルス感染症の影響により開催実績なし

(3) 歴史まちづくり法等活用検討WG

第1回 令和2年11月25日（水）

会場：宇治市産業会館 多目的ホール

- ① 講義：「宇治市の歴史まちづくりに関する取り組みについて」
講師：宇治市 都市整備部 歴史まちづくり推進課 課長 谷口 弘明
- ② 視察：宇治橋通り、平等院表参道 他

議案第2号 令和2年度決算報告

収入額 1, 548, 330円
 支出額 281, 433円
 差引残額 1, 266, 897円 (次年度繰越)

《収入の部》

(単位：円)

予算科目	予算額	決算額	内 訳
会 費	920,000	920,000	会 費 10,000円×62団体 = 620,000円 協力会員会費 50,000円×1団体 = 50,000円 30,000円×7団体 = 210,000円 10,000円×4団体 = 40,000円
雑 入	680	10	利息
前年度繰越金	628,320	628,320	前年度会長市(芦屋市)から
合 計	1,549,000	1,548,330	

《支出の部》

(単位：円)

予算科目	予算額	決算額	内 訳
事 務 費	100,000	11,192	郵送料等
会 議 費	1,249,000	206,960	会場使用料、講師謝礼、旅費等
事 業 費	200,000	63,281	現地研修会費、 ホームページサーバーレンタル料等
合 計	1,549,000	281,433	

(収入合計) 1, 548, 330円 - (支出合計) 281, 433円
 = (差引計) 1, 266, 897円は、次年度へ繰り越します。

会計監査報告書

令和2年度近畿地方都市美協議会の会計について、帳簿、関係書類を
監査した結果、収入支出ともに決算書のとおり相違なく適正に経理され
ておりましたので報告します。

令和3年 7月20日

監事 草津市 都市計画部 都市計画課長

氏名 竹中 和哉 

令和3年 7月27日

監事 橿原市 まちづくり部 緑地景観課長

氏名 清水 富士雄 

議案第3号 規約の改正

近畿地方都市美協議会規約を次のとおり改正する。

近畿地方都市美協議会規約

平成 3年 6月26日 施行

令和 3年 8月18日 改正

(名 称)

第1条 本会は、近畿地方都市美協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、個性豊かな魅力ある都市景観の創造を図るため、関係各市町村が相互に交流を深め、もって職員の研鑽及び施策の推進に資することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 情報の交換
- (2) 景観形成に関する研究
- (3) その他前条の目的達成に必要な事業

(構 成)

第4条 本会は、近畿地方の「都市景観形成モデル都市」・「うるおい・緑・景観モデル市町村」の指定を受けた市町村のほか、都市景観行政の推進に積極的に取り組んでいる市町村（以下「会員」という。）をもって構成する。

2 本会の目的に賛同する市町村については、随時、本会の会員となることができる。

3 近畿地方整備局、各府県及び政令指定都市は、協力会員として参加し、指導、助言等を行う。

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名

(役員を選出)

第6条 役員は、総会において会員の中から選出し、持ち回り制とする。

(役員の任期)

第7条 役員は、1年とし、再任を妨げない。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、その運営を総理し、議会を主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 3 監事は、本会の会計及び会務を監査する。

(総会)

第9条 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、会長が招集し、会長は議長となる。
- 3 議事は、出席者の過半数をもって決する。なお、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 総会は、次の事項を議決し、又は承認する。
 - (1) 事業計画及び事業報告
 - (2) 予算及び決算
 - (3) 規約の改正
 - (4) 役員を選任
 - (5) 本会の目的を達成させるための重要事項
- 5 総会の事務は、会長の市町村が行う。

(幹事会)

第10条 本会の円滑な運営を確保するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長の求めにより開催するものとし、次の事項について協議する。
 - (1) 総会の立案に関する事項
 - (2) 本会の活動に関する事項
 - (3) その他本会の円滑な運営を確保するために必要な事項
- 3 幹事会は、会員の中から選出された幹事により構成する。

(幹事)

第11条 幹事は、各府県毎に1名選出するものとし、それぞれの府県における会員の互選により選出する。

- 2 幹事の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 3 第5条に規定する役員は、幹事を兼ねることができる。

(研究会)

第12条 本会に研究会を置く。

- 2 研究会は、会長の求めにより開催するものとし、第2条の目的を達するため、次の事項について検討を行う。
 - (1) 景観に係る施策及び課題
 - (2) その他個性豊かな魅力ある都市景観の形成に必要な事項
- 3 研究会は、会員及び協力会員が属する機関の職員により構成する。
- 4 研究会には、主査を置くものとする。
- 5 その他研究会運営に必要な事項は、研究会において定める。

(経 費)

第13条 本会の運営に関する経費は、次の資金をもってこれにあてる。

- (1) 会員の会費
- (2) 協力会員の会費
- (3) その他の収入

2 前項 (1) (2) に規定する会費の額は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 会 員 | 年額1万円 |
| (2) 協力会員である近畿地方整備局 | 年額5万円 |
| (3) 協力会員である府県 | 年額3万円 |
| (4) 協力会員である政令指定都市 | 年額1万円 |

ただし、総会において承認があった場合はこの限りではない。

(入退会)

第14条 会員は、本会に入会又は退会するときは、会長に入会届又は退会届を提出するものとする。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第16条 本会の運営に係る事務を円滑に遂行するため、事務局を設置する。

2 事務局は、会長に選任された市町村に置く。

(補 則)

第17条 この規約に定めるもののほか、本会に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成3年6月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第12条の規定については、平成9年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、平成15年10月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年11月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年10月8日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年8月18日から施行する。

議案第4号 令和3年度事業計画

- 1 令和3年度 近畿地方都市美協議会総会の開催
- 2 令和3年度 都市景観研修会の開催
- 3 令和3年度 協議会研究会の開催
- 4 令和3年度 初任者研修の開催
- 5 そ の 他

議案第5号 令和3年度予算

《収入の部》

(単位：円)

予算科目	予算額	内 訳
会 費	0	
雑 入	103	利息他
繰 越 金	1,266,897	前年度繰越金
合 計	1,267,000	

《支出の部》

(単位：円)

予算科目	予算額	内 訳
事 務 費	100,000	郵送料、消耗品費等
会 議 費	300,000	講師謝礼、旅費等
事 業 費	100,000	ホームページサーバーレンタル料等
予 備 費	767,000	
合 計	1,267,000	

(備 考) 科目間の流用は、これを認めるものとする。

議案第6号 令和4年度役員を選出

会 長 草津市長（滋賀県）

副会長 橿原市長（奈良県）

監 事 長岡京市長（京都府）

監 事 湯浅町長（和歌山県）

議案第7号 令和4年度総会開催地

令和4年度近畿地方都市美協議会総会開催地

滋賀県 草津市

資 料

近畿地方都市美協議会規約

平成 3年 6月 26日 施行
平成 21年 10月 8日 改正

(名 称)

第 1 条 本会は、近畿地方都市美協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、個性豊かな魅力ある都市景観の創造を図るため、関係各市町村が相互に交流を深め、もって職員の研鑽及び施策の推進に資することを目的とする。

(活動内容)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 情報の交換
- (2) 景観形成に関する研究
- (3) その他前条の目的達成に必要な事業

(構 成)

第 4 条 本会は、近畿地方の「都市景観形成モデル都市」・「うるおい・緑・景観モデル市町村」の指定を受けた市町村のほか、都市景観行政の推進に積極的に取り組んでいる市町村（以下「会員」という。）をもって構成する。

- 2 本会の目的に賛同する市町村については、随時、本会の会員となることができる。
- 3 近畿地方整備局、各府県及び政令指定都市は、協力会員として参加し、指導、助言等を行う。

(役 員)

第 5 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名

(役員を選出)

第 6 条 役員は、総会において会員の中から選出し、持ち回り制とする。

(役員任期)

第 7 条 役員任期は、1年とし、再任を妨げない。

(役員職務)

第 8 条 会長は、本会を代表し、その運営を総理し、議事を主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 3 監事は、本会の会計及び会務を監査する。

(総会)

第9条 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、会長が招集し、会長は議長となる。
- 3 議事は、出席者の過半数をもって決する。なお、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 総会は、次の事項を議決し、又は承認する。
 - (1) 事業計画及び事業報告
 - (2) 予算及び決算
 - (3) 規約の改正
 - (4) 役員を選任
 - (5) 本会の目的を達成させるための重要事項
- 5 総会の事務は、会長の市町村が行う。

(幹事会)

第10条 本会の円滑な運営を確保するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長の求めにより開催するものとし、次の事項について協議する。
 - (1) 総会の立案に関する事項
 - (2) 本会の活動に関する事項
 - (3) その他本会の円滑な運営を確保するために必要な事項
- 3 幹事会は、会員の中から選出された幹事により構成する。

(幹事)

第11条 幹事は、各府県毎に1名選出するものとし、それぞれの府県における会員の互選により選出する。

- 2 幹事の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 3 第5条に規定する役員は、幹事を兼ねることができる。

(研究会)

第12条 本会に研究会を置く。

- 2 研究会は、会長の求めにより開催するものとし、第2条の目的を達するため、次の事項について検討を行う。
 - (1) 景観に係る施策及び課題
 - (2) その他個性豊かな魅力ある都市景観の形成に必要な事項
- 3 研究会は、会員及び協力会員が属する機関の職員により構成する。
- 4 研究会には、主査を置くものとする。
- 5 その他研究会運営に必要な事項は、研究会において定める。

(経費)

第13条 本会の運営に関する経費は、次の資金をもってこれにあてる。

- (1) 会員の会費
- (2) 協力会員の会費
- (3) その他の収入

2 前項(1)(2)に規定する会費の額は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 会員 | 年額1万円 |
| (2) 協力会員である近畿地方整備局 | 年額5万円 |
| (3) 協力会員である府県 | 年額3万円 |
| (4) 協力会員である政令指定都市 | 年額1万円 |

(入退会)

第14条 会員は、本会に入会又は退会するときは、会長に入会届又は退会届を提出するものとする。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第16条 本会の運営に係る事務を円滑に遂行するため、事務局を設置する。
2 事務局は、会長に選任された市町村に置く。

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、本会に必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、平成3年6月26日から施行する。

附則

この規約は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第12条の規定については、平成9年4月1日より施行する。

附則

この規約は、平成15年10月16日から施行する。

附則

この規約は、平成16年11月9日から施行する。

附則

この規約は、平成21年10月8日から施行する。

近畿地方都市美協議会規約運営要領

平成10年 7月 8日 制定

平成23年10月27日 改正

第1条（第6条関係）

開催地については、次の府県の順で当該府県の市町村から選出し、選出にあたっては、当該府県の協力会員と近畿地方整備局により調整を行う。

兵庫県→福井県→大阪府→滋賀県→奈良県→京都府→和歌山県

- 2 会長は、開催地の首長をもってあてる。
- 3 会長は、あらかじめ監事を2年、その後副会長を1年務めることとする。
ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。
- 4 次年度の役員は、総会において選出する。

第2条（第7条関係）

役員任期は、当該年度の4月1日から始まり、翌年の3月31日までとする。

第3条（第10条関係）

幹事会は、幹事その他、役員をもって構成する。ただし、必要に応じて、近畿地方整備局及び各府県協力会員の出席を求めることができる。

第4条（第13条関係）

事務局は、5月に協力会員及び会員に対し、本会への賛同を確認し、会費を請求することとし、協力会員及び会員は極力速やかに支払いを行うこととする。

第5条（第14条関係）

入会届けについては、平成21年10月7日現在において入会中である会員は、提出は不要とする。

令和3年度 近畿地方都市美協議会 会員 構成員

資料3

No.	府県名	団体名	役職	担当部課	職名	担当者氏名	〒	住所	電話	FAX	E-mail
1	福井県	福井市		都市戦略部 都市整備課	主幹	内田 佳邦	910-8511	福井市大手3丁目10-1	0776-20-5454	0776-20-5764	tosiseibi@city.fukui.lg.jp
2		敦賀市		都市整備部 都市政策課	技師	前田 啓佑	914-8501	敦賀市中央町2丁目1番1号	0770-22-8139	0770-23-4127	toshisei@tor21.ne.jp
3		小浜市		産業部 都市整備課	主査	瀬尾 光博	917-8585	小浜市大手町6-3	0770-64-6025	0770-52-1401	tosiseibi@city.obama.lg.jp
4		大野市		くらし環境部 交通住宅まちづくり課	主査	天池 雄二郎	912-8666	大野市天神町1-1	0779-64-4815	0779-66-1118	amaikyo@city.fukui-ono.lg.jp
5		勝山市		都市建設課	課長補佐	笠松 照喜	911-8501	勝山市元町1丁目1-1	0779-88-8107	0779-88-8119	kensetu@city.katsuyama.lg.jp
6		鯖江市		都市整備部 都市計画課	技師	山本 千夏	916-8666	鯖江市西山町13-1	0778-53-2239	0778-51-8159	SC-Keikaku@city.sabae.lg.jp
7		坂井市		建設部 都市計画課	主事	小林 雄大	919-0592	坂井市坂井町下新庄第1号1番地	0776-50-3050	0776-67-7522	keikaku@city.fukui-sakai.lg.jp
8		越前町		定住促進課	課長補佐	宮永 裕次	916-0192	丹生郡越前町西田中13-5-1	0778-34-8727	0778-34-1236	yu-miyanaga@town.echizen.lg.jp
9		美浜町		土木建築課	主査	増田 真司	919-1192	三方郡美浜町郷土25-25	0770-32-6707	0770-32-6050	masuda.101@town.fukui-mihama.lg.jp
10		高浜町		建設整備課	主査	中嶋 成行	919-2292	大飯郡高浜町宮崎86-23-2	0770-72-7702	0770-72-4000	nakajima-m@town.takahama.lg.jp
11		若狹町	幹事	政策推進課	主事	吉岡 正裕	919-1393	三方上中郡若狹町中央1-1	0770-45-9112	0770-45-1115	yoshoka-na@town.fukui-wakasa.lg.jp
12		おおい町		まちづくり課	主事補	木下 裕也	919-2111	大飯郡おおい町本郷136-1-1	0770-77-4051	0770-77-1289	machizukur@town.ohi.lg.jp
13	大津市		都市計画部 都市計画課	主任	中西 美奈美	520-8575	大津市御陵町3番1号	077-528-2956	077-527-1028	otsu1303@city.otsu.lg.jp	
14	彦根市		歴史まちづくり部 景観まちなみ課	主査	門西 靖子	522-8501	彦根市元町4番2号	0749-30-6148	0749-24-8517	keikan@ma.city.hikone.shiga.jp	
15	近江八幡市		都市整備部 都市計画課	主事	東 智貴	521-1392	近江八幡市安土町小中1-8	0748-36-5510	0748-32-5032	011210@city.omihachiman.lg.jp	
16	栗東市		建設部 都市計画課	課長補佐	永野 剛士	520-3088	栗東市安養寺一丁目13番33号	077-551-0116	077-552-7000	toshikeikaku@city.ritto.lg.jp	
17	甲賀市		建設部 都市計画課	係長	橋 直仁	528-8502	甲賀市水口町水口6053番地	0748-69-2203	0748-63-4601	koka10401000@city.koka.lg.jp	
18	守山市		都市経済部 都市計画・交通政策課	主任	多久 仁美	524-8585	守山市吉身二丁目5番22号	077-582-1132	077-582-6947	toshikeikaku@city.moriyama.lg.jp	
19	草津市	副会長	都市計画部 都市計画課 景観係	係長	中野 新誠	525-8588	草津市草津三丁目13番30号	077-561-6507	077-561-2486	tokei@city.kusatsu.lg.jp	
20	東近江市	幹事	都市整備部 都市計画課	主事	神島 圭祐	527-8527	東近江市八日市線町10番5号	0748-24-5655	0748-24-1249	toshikei@city.higashiomori.lg.jp	

No.	府県名	団体名	役職	担当部課	職名	担当者氏名	〒	住所	電話	FAX	E-mail
21	京 都 府	福知山市	幹事	建設交通部 都市・交通課	主任	荒砂 直人	620-8501	福知山市字内記13番地の1	0773-24-7051	0773-23-6537	toshikotsu@city.fukuchiyama.lg.jp
22		宇治市		都市整備部 歴史まちづくり推進課	副課長	大谷 由欣代	611-8501	宇治市宇治琵琶33番地	0774-20-8918	0774-21-0400	rekimachi@city.uji.lg.jp
23		亀岡市		まちづくり推進部 都市計画課	副課長兼係長	数井 克俊	621-8501	亀岡市安町野々神8番地	0771-25-5046	0771-23-5000	kensetsu-soumu@city.kameoka.lg.jp
24		城陽市		都市整備部 都市政策課	主事補	橋本 侑次郎	610-0195	城陽市寺田東ノ口16番地、17番地	0774-56-4066	0774-56-3999	toshiseisaku@city.joyo.lg.jp
25		向日市		建設部 都市計画課	副係長	井上 良子	617-8665	向日市寺戸町中野20番地	075-874-2857	075-922-6587	keikaku@city.muko.lg.jp
26	長岡京市	監事	建設交通部 都市計画課	主査	重松 舞	617-8501	長岡京市開田1丁目1番地1号	075-955-9521	075-951-5410	toshikeikaku@city.nagaokakyo.lg.jp	
27	八幡市		都市整備部 都市整備課	主任	藤堂 正祥	614-8501	八幡市八幡園内75番地	075-983-5049	075-982-7988	toshisebi@city.yawata.lg.jp	
28	京田辺市		建設部 計画交通課	主事	東本 洋幸	610-0393	京田辺市田辺80番地	0774-63-1219	0774-62-2844	keikaku@city.kyotanabe.lg.jp	
29	京丹後市		建設部 都市計画・建築住宅課	課長補佐	井上 浩一	629-3101	京丹後市網野町網野353番地の1	0772-69-0530	0772-72-5421	toshi-kenchiku@city.kyotango.lg.jp	
30	吹田市	幹事	都市計画部 都市計画室	主任	郷原 麻矢子	564-8550	大阪府吹田市泉町1-3-40	06-6384-1988	06-6368-9901	toshikei@city.suita.osaka.jp	
31	高槻市		都市創造部 都市づくり推進課	主査	松田 昌大	569-0067	大阪府高槻市桃園町2-1	072-674-7552	072-661-7008	toshiduk-82@city.takatsuki.lg.jp	
32	枚方市		都市整備部 住宅まちづくり課	係員	木村 将哉	573-0027	枚方市大垣内町2丁目9番15号	072-841-1478	072-841-5101	jumachi@city.hirakata.lg.jp	
33	茨木市	会長	都市整備部 都市政策課	係長	中島 航	567-8505	茨木市駅前三丁目8番13号	072-620-1660	072-620-1730	toshi@city.ibaraki.lg.jp	
34	八尾市		都市整備部 都市政策課	副主査	今井 祥太	581-0003	八尾市本町1-1-1	072-924-3850	072-924-0207	toshiseisaku@city.yao.lg.jp	
35	交野市		都市計画部 都市計画課	係員	洪田 祥吾	576-8501	交野市私部1-1-1	072-892-0121	072-893-2636	tosi@city.katano.lg.jp	

No.	府県名	団体名	役職	担当部課	職名	担当者氏名	〒	住所	電話	FAX	E-mail
36	兵庫県	姫路市		都市局 まちづくり部 まちづくり指導課 都市景観指導室	室長	増田 朋子	670-8501	姫路市安田4-1	079-221-2541	079-221-2757	keikan@city.himeji.lg.jp
37		尼崎市		都市整備部 都市計画部 開発指導課	係長	入江 俊弘	660-8501	尼崎市東七松町1-23-1	06-6489-6606	06-6489-6597	ama-kaihatsushidou@city.amagasaki.hyogo.jp
38		明石市		都市局都市整備室都市総務課	主任	茶畑 清美	673-8686	明石市中崎1-5-1	078-918-5037	078-918-5109	tosou@city.akashi.lg.jp
39		西宮市		政策局 都市計画部 都市デザイン課	係長	松村 禎二	662-8567	西宮市六湛寺町10-3	0798-35-3526	0798-34-6638	toshidesign@nishi.or.jp
40		洲本市		都市整備部 都市計画課	主査	藤牟田 順裕	656-8686	洲本市本町3-4-10	0799-22-3321	0799-24-7612	toshikei@city.sumoto.lg.jp
41		芦屋市		都市建設部 都市計画課	技師	寺嶋 真唯	659-8501	芦屋市精道7-6	0797-38-2109	0797-38-2164	keikan@city.ashiya.lg.jp
42		伊丹市		都市活力部 都市整備室 都市計画課	主査	三浦 慎也	664-8503	伊丹市千磨1丁目1番地	072-744-2262	072-784-8062	toshikeikaku@city.itami.lg.jp
43		加古川市		都市計画部 都市計画課	主査	土師 美穂	675-8501	加古川市加古川町北在家2000	079-427-9269	079-422-8192	tokei@city.kakogawa.lg.jp
44		赤穂市		建設部 都市計画課	技師員	金家 弘明	678-0292	赤穂市加里屋81	0791-43-6827	0791-43-6974	tosikei@city.ako.lg.jp
45		宝塚市		都市整備部 都市整備室 都市計画課	係長	下山 恵	665-8665	宝塚市東洋町1-1	0797-77-2088	0797-74-8997	m-takarazuka0073@city.takarazuka.lg.jp
46		川西市		都市政策部 都市政策課	主事	山村 俊樹	666-8501	川西市中央町12-1	072-740-1201	072-740-1323	kawa0183@city.kawanishi.lg.jp
47		三田市		まちの再生部 都市政策室 都市政策課	係長	山中 志朗	669-1595	三田市三輪2-1-1	079-559-5118	079-559-7400	tos@city.sanda.lg.jp
48	丹波篠山市		まちづくり部 地域計画課 景観室	主査	村岡 秀幸	669-2397	丹波篠山市北新町41	079-552-1118	079-552-0619	chikikeikaku.dv@city.sasayama.hyogo.jp	
49	豊岡市	幹事	都市整備部 都市整備室 景観政策係	係長	松本 勝則	668-8666	豊岡市中央町2-4	0796-23-1712	0796-24-8254	tosh@city.toyooka.lg.jp	
50	奈良市	幹事	都市整備部 都市計画課	主務	太田 陽介	630-8580	奈良市二条大路南1-1-1	0742-34-6209	0742-34-4885	toshikeikaku@city.nara.lg.jp	
51	大和郡山市		都市建設部 都市計画課	計画係長	澤田 昌紀	639-1198	大和郡山市北郡山町248-4	0743-53-1151	0743-53-1049	tosikei@city.yamatokoriyama.lg.jp	
52	天理市		建設部 都市整備課	課長補佐	三濱 仁	632-8555	天理市川原城町605	0743-63-1001	0743-62-1550	toshiseibi@city.tenri.lg.jp	
53	橿原市	監事	まちづくり部 緑地景観課	統括調整員	山本 晃	634-8586	橿原市八木町1-1-18	0744-47-3516	0744-24-9715	ryokuchi@city.kashihara.lg.jp	
54	生駒市		都市整備部 みどり公園課	課長補佐	巽 眞一	630-0288	生駒市真新町8-38	0743-74-1111	0743-74-9100	landscape@city.ikoma.lg.jp	
55	斑鳩町		都市建設部 都市創生課	係長	菅田 修久	636-0198	生駒郡斑鳩町法隆寺西3-7-12	0745-74-1001	0745-74-1011	tosh@town.ikaruga.lg.jp	
56	広陵町		事業部 都市整備課	技師補	田中 絵梨	635-8515	北葛城郡広陵町大字南郷583-1	0745-55-1001	0745-55-3617	toshika@town.nara-koryo.lg.jp	
57	和歌山市		都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課	主任	豊田 忠彦	640-8511	和歌山市七番丁23番地	073-435-1082	073-435-1367	machinami@city.wakayama.lg.jp	
58	橋本市	幹事	建設部 まちづくり課	主事	上野山 和希	648-8585	橋本市東家一丁目1番1号	0736-33-6103	0736-33-6151	machiz@city.hashimoto.lg.jp	
59	湯浅町	(R4からの役員)	湯浅町教育委員会事務局	係長	山本 隆重	643-0002	有田郡湯浅町青木666番地1	0737-63-2525	0737-63-3791	rekishibunka@town.yuasa.lg.jp	
60	広川町		企画政策課	主事	廣田 麻梨香	643-0071	有田郡広川町広1500番地	0737-23-7731	0737-62-2407	kikaku7@town.hirogawa.wakayama.jp	
61	高野町		建設課	課長補佐	崎山 浩文	648-0281	伊都郡高野町大字高野山1636番地	0736-56-2994	0736-56-3355	h-sakiyama@town.koya.wakayama.jp	

令和3年度 近畿地方都市美協議会 協力会員 構成員

資料4

No.	団体名	担当部課	職名	担当者氏名	〒	住所	電話	FAX	E-mail
1	近畿地方整備局	建設部 計画管理課	係長	荻野 智史	540-8586	大阪市中央区大手前1-5-44大阪合同庁舎第1号館	06-6942-1051	06-6942-3912	ogino-s57sa@mlt.go.jp
2	福井県	交流文化部文化・スポーツ局文化課	主任	倉橋 宏典	910-8580	福井市大手三丁目17番1号	0776-20-0572	0776-20-0661	h-kurahashi-7i@pref.fukui.lg.jp
3	滋賀県	土木交通部 都市計画課	主事	林 美穂子	520-8577	大津市京町四丁目1番1号	077-528-4184	077-528-4906	ha0604@pref.shiga.lg.jp
4	京都府	建設交通部 都市計画課	主任	山藤 優	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-414-5327	075-414-5329	toshi@pref.kyoto.lg.jp
5	京都市	都市計画局 都市景観部 景観政策課	主任	村上 真史	604-8571	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	075-222-3397	075-213-0461	murcg385@city.kyoto.lg.jp
6	大阪府	都市整備部 都市計画室 公園課 地域まちづくり支援グループ	技師	樋口 翔馬	540-8570	大阪市中央区大手前二丁目1番22号	06-6944-7594	06-6944-6796	koen-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp
7	大阪市	都市計画局 計画部 都市計画課(都市景観)	係員	東 晃平	530-8201	大阪市北区中之島一丁目3番20号	06-6208-7885	06-6231-3751	ea0011@city.osaka.lg.jp
8	堺市	建築都市局 都市計画部 都市景観室	主査	仲村 彩	590-0078	堺市堺区南瓦町3番1号	072-228-7432	072-228-8468	tokan@city.sakai.lg.jp
9	兵庫県	県土整備部 まちづくり局 都市政策課 景観形成室	職員	福池 章平	650-8567	神戸市中央区下山手通五丁目10番1号	078-362-9299	078-362-9487	keikankesei@pref.hyogo.lg.jp
10	神戸市	都市局 景観政策課	係員	宇仁菅 麻衣子	651-0083	神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル6階	078-595-6724	078-595-6805	keikan@office.city.kobe.lg.jp
11	奈良県	水循環・森林・景観環境部 景観・自然環境課	主事	中本 裕也	630-8501	奈良市登大路町30番地	0742-27-8752 (ダイヤル)	0742-22-8276	keishi@office.pref.nara.lg.jp
12	和歌山県	県土整備部 都市住宅局 都市政策課	副主査	千原 孝穂	640-8585	和歌山市小松原通一丁目1番地	073-441-3228	073-441-3232	keikan@pref.wakayama.lg.jp